

三重とこわか国体・三重とこわか大会観戦ガイドブック作成等業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務委託の目的

令和3年に三重県で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の観戦ガイドブックを作成・配布することで、広く県民に応援・観戦の促進を行い、コロナ禍においても安全安心な観戦ができるよう情報を発信することを目的としています。

また、観戦ガイドブックと同内容の電子カタログを制作することで、利便性を向上させます。

2 委託業務の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託業務名 | 三重とこわか国体・三重とこわか大会観戦ガイドブック作成等業務 |
| (2) 業務委託期間 | 契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで |
| (3) 業務内容 | 別添「三重とこわか国体・三重とこわか大会観戦ガイドブック作成等業務委託仕様書」のとおり |

3 契約上限額

11,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 企画提案コンペの実施方法

参加仕様書に基づき提出された企画提案書について、別に設置する「三重とこわか国体・三重とこわか大会観戦ガイドブック作成等業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀企画提案を選定します。

5 参加条件

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

6 企画提案参加申込書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

- (1) 提出期限
令和3年4月8日（木）午後5時必着（期限厳守）
- (2) 提出場所
三重県津市栄町1丁目891 三重県吉田山会館1階
三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）
（三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課広報・県民運動班内）
- (3) 提出方法
上記（2）の提出場所に、下記（5）の提出書類を持参または郵送等にて提出すること。（メールやFAXでの提出は受け付けません。）

- (4) 受理確認
郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて下記 18 の担当部局に受理の確認をしてください。
- (5) 提出書類
 - ア 企画提案コンペ参加申込書（別紙 1）
 - イ 上記アの添付書類
- (6) 企画提案参加者の資格審査及び結果通知
提出された「企画提案コンペ参加申込書」等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し、令和 3 年 4 月 9 日（金）までに電子メールまたは郵送で通知します。

7 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり文書の提出により行ってください。

- (1) 質問の受付期限
令和 3 年 4 月 1 日（木）午後 2 時必着（期限厳守）
- (2) 質問の提出
実行委員会まで、電子メールによるものとします。電話及び口頭による質問は受け付けません。
なお、電子メール送信後、電話にて受信の確認を行ってください。
質問には、組織名のほか、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は当該業務委託にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等にはお答えできません。
- (4) 質問に対する回答
いただいた質問に対する回答については、令和 3 年 4 月 2 日（金）までに三重県ホームページ及び両大会ホームページに掲載します。

8 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の提出者
企画提案書等は、上記 6（6）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。
- (2) 提出期限
令和 3 年 4 月 14 日（水）午後 2 時必着（期限厳守）
- (3) 提出場所
上記 6（2）に同じ
- (4) 提出方法
上記（3）の提出場所に、下記 9 の提出書類を持参または郵送等にて提出してください。（メールや F A X での提出は受け付けません。）
- (5) 受理の確認
企画提案書等を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて下記 18 の担当部局に受理の確認をしてください。

9 提出を求める企画提案書等の内容

- (1) 企画提案書 9 部（正本 1 部、副本 8 部）
企画提案書には、別紙「業務委託仕様書」の「4 委託業務の内容」を踏まえ、以下の内容をわかりやすく示してください。

- ア 全体のねらい、コンセプト
- イ 観戦ガイドブック冊子(表紙・正式競技紹介ページなど)の紙面構成やデザイン、イメージ
- ウ 電子カタログにおける視覚障がい者への配慮や利便性を向上させるための工夫
- エ 業務体制(担当者の職、氏名等)、類似する事業の実績等

オ 全体スケジュール

※ 別紙「業務委託仕様書」に記載の内容の他、独自提案内容があれば盛り込んでください。

※ ロゴデザイン及びマスコットキャラクターは、企画提案コンペ参加表明者に、別途A I データを提供します。(提供したデータは、本企画提案限りにおいて使用し、複製や転貸をしないでください。)

※ 上記イにおける正式競技紹介ページについては、別紙2「競技会場データサンプル」を参考に作成すること。

なお、原則A 4版、両面印刷、文字サイズ概ね10ポイント以上。表紙を含め10ページ以内(長辺側を綴じてください)で提出してください。

また、企画提案書には、提案者の企業名を記載しないでください。

(2) 見積書 9部(正本1部、副本8部)

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、本業務にかかる所要経費全てを記載することとし、費用の内訳を可能な限り詳細(冊子製作・印刷・配送、電子カタログ製作、チラシ製作・印刷・配送など)に記載してください。

ア 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

10 最優秀企画提案者の選定・評価方法

(1) 選定方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案書を選定委員会において審査します。

第1次審査(書類による適否審査)及び第2次審査(提案者によるプレゼンテーション)を実施するものとしますが、第1次審査により、不適格とされた企画提案書等は、選定対象から除外し、プレゼンテーションは行いません。また、提出数が10件に満たない場合は、第1次審査を省略します。

(2) 評価方法

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して最優秀企画提案を選定します。

ア 提案内容の有効性(10点)

- ・事業趣旨を正しく理解し、事業目的に沿った提案となっているか。また、目的達成のために適切な作成業務の実施方法が提案されているか。
- ・会場へのアクセス方法や各施設の基本情報が正確かつ分かりやすく伝わる紙面構成やデザインになっているか。
- ・電子カタログにおける利便性向上のための工夫やイメージなどが具体的に提案されているか。

イ 提案内容の創造性(10点)

- ・冊子及び電子カタログの製作において、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか。
- ・冊子の紙面構成やデザイン、電子カタログにおける利便性やイメージなどが具体的に提案されているか。

- ・会場へのアクセス方法や各施設の基本情報が正確かつ分かりやすく伝わるか。
- ウ 実現性 (10 点)
- ・電子カタログにおける利便性向上のための工夫など、提案の内容に実現性があるか。
 - ・伝わるガイドブックの製作に必要なデザイン・編集等の技術力を有している者が配置されているか。
- エ 実施体制 (10 点)
- ・本事業を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか。
- オ 価格の正確性 (5 点)
- ・見積書の積算根拠がしっかりと記載され、正確に積算されているか。
- カ 価格による評価 (5 点)
- ・提出された見積書の価格に応じて評価する。
- ※見積書の金額が契約上限額を超えている場合は、失格とする。

金額	点数
8,000 千円未満	5 点
8,000 千円以上 8,500 千円未満	4 点
8,500 千円以上 9,000 千円未満	3 点
9,000 千円以上 10,000 千円未満	2 点
10,000 千円以上 11,000 千円未満	1 点
11,000 千円以上	0 点

(3) プレゼンテーションの実施

- ア 開催日時 令和3年4月19日(月)
- イ 開催場所 三重県庁又はその周辺施設
- ウ その他

(ア) 第1次審査の結果及びプレゼンテーションの時間割等については、企画提案書を提出した全ての者に令和3年4月16日(金)までに電子メール又はFAXにて連絡します。

(イ) 時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑15分以内とします。

(ウ) その他

- ・出席者は3名以内とします。
- ・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀企画提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知し、併せて、三重県のホームページ及び両大会ホームページにも掲載します。

なお、最優秀企画提案は条件を付与したうえで選定する場合があります。(最優秀企画提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

11 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

12 最優秀企画提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書その3（未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による、納税（徴収）猶予の特例制度の申請者については、上記（1）、（2）の書類の代わりに別紙3「申立書」を提出すること。

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は実行委員会において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は実行委員会において行います。

14 検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、業務委託完了後において別途指示する日時において実施します。

15 委託料の支払い方法、及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

16 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 情報公開規程」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）、商標権、その他一切の権利は、三重県または実行委員会に帰属するものとします。また、提案者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- (6) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。
- (7) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第 53 条、第 54 条及び第 56 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していたものに対する罰則があります。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、実行委員会と受託者が協議のうえ実施するものとします。

18 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 三重県吉田山会館 1 階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

(三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課広報・県民運動班内)

担当 大浦

TEL 059-224-2908 FAX 059-224-3245

E-mail kokutai@pref.mie.lg.jp